

# 全国拡大教材製作協議会規則

## 第 1 章 総 則

( 名 称 )

第 1 条 本会は、全国拡大教材製作協議会と称し、事務局を代表世話人宅に置く。

( 会 員 )

第 2 条 本会は、拡大教材の製作をボランティア活動とするグループおよび個人を会員とする。

( 賛助会員 )

第 3 条 本会には、本会の目的に賛同し、本会の運営に協力、支援を行う企業および団体を賛助会員として置くことができる。

## 第 2 章 目 的 及 び 事 業

( 目 的 )

第 4 条 本会は、ボランティア活動を通して、弱視児(者)に対して、拡大教材(拡大教科書等)の提供を円滑に行うことを目的とする。

( 事 業 )

第 5 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 会員相互の情報交換、親睦等の交流に関すること
2. 拡大教材の製作についての会員間協力、支援に関すること
3. 事業活動の啓発および普及に関すること
4. 拡大教材の利用者に対する情報提供に関すること
5. 拡大教材の製作についての研修、研究に関すること
6. その他、目的達成に必要なこと

## 第 3 章 運 営

( 世 話 人 )

第 6 条 1. 本会の運営並びに事業の円滑な運営を図るため、会員から若干名の世話人を選出し、世話人は互選で次の役割を担当する。  
ただし、代表世話人は連続3期を超えて選出されてはならない。

- |              |     |
|--------------|-----|
| ( 1 ) 代表世話人  | 1 名 |
| ( 2 ) 副代表世話人 | 若干名 |
| ( 3 ) 会計     | 1 名 |
| ( 4 ) その他担当  | 若干名 |

2. 地域には支部を置くことができる。支部の代表者は世話人を兼務する。  
支部の運営方法については別に定める。

( 監査及び顧問 )

第 7 条 本会は、会計を監査するために、世話人を除く会員から 1 名以上の監査を選出する。また本会の運営に助言を得るために顧問を若干名置くことができる。

( 世話人・監査・顧問の選出および任期 )

第 8 条 世話人および監査は代表者会議で選出するものとし、任期は 2 年とする。ただし、補欠により就任した者は前任者の残存期間とする。また、再任は妨げない。顧問は世話人会が推薦し、委嘱するものとし、任期は世話人に準ずる。

( 世話人の任務 )

第 9 条 各担当世話人の任務は以下のとおりとする。

1. 代表世話人は、会を代表し、本会の運営を総括するとともに全体会議、代表者会議、世話人会を召集する。
2. 副代表世話人は、代表を補佐し、代表に事故ある時はこれに代わる。
3. 世話人（書記）は会の活動について記録し、保存する。
4. 世話人（会計）は会の会計を担当する。
5. 世話人（業務）は会の活動に関する業務を担当する。

## 第 4 章 会 議

( 会議の種類 )

第 10 条 本会の会議は、全体会議(通称拡大写本のつどい)、代表者会議、世話人会の 3 種とし、世話人会は代表世話人が議長となり、他の会議はその都度議長を選出する。

( 全体会議 )

第 11 条 1. 全体会議は、本会会員の構成員が参加するものとし、代表者会議の開催に併せて隔年に開催する。  
原則として年 1 回の開催とするが、必要に応じて随時に開催できる。

2. 本会議は、会員相互の情報交換および親睦を図り、本会の事業に必要な研修等を行うものとする。

( 代表者会議 )

第 12 条 1. 代表者会議の構成は、各グループ会員の代表者 1 名および個人会員の代表者若干名とする。

2. 代表者会議は、本会の最高決議機関であり、2 年に一度世話人および監査を選出すること、活動並びに決算の報告および活動計画並びに予算の承認を行うこと、会則の改廃および本会の重要な事項を審議し、決議するため必要に応じて随時に開催できる。

3. 毎年 5 月には前年度の活動並びに決算の報告、新年度の活動

計画並びに予算の承認、隔年の5月には世話人および監査の選出を行う。

4. 本会議の決議は、世話人会が作成した議決案を各代表者に通知し、文書による承認を求める方法で代替えすることが出来る。

( 世話人会 )

- 第 13 条 1. 世話人会は、世話人、監査および顧問で構成し、本会の運営全般について協議するものとし、随時に開催する。  
2. 世話人会には、必要に応じてオブザーバーの出席を認める。

( 会議の議決 )

- 第 14 条 本会の会議は、全体会議を除き構成員の過半数の出席を以て成立するものとし、その議決は出席者の過半数の賛成を以て決する。

## 第 5 章 会 計

( 会計年度 )

- 第 15 条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日を以て終了する。

( 会 費 )

- 第 16 条 会員は会費を負担するものとし、会費は以下のとおりとする。  
1. グループ会員 年額 2,000円  
2. 個人 年額 2,000円

( 賛助会費 )

- 第 17 条 賛助会員は会費を必要とし、会費の額は特に定めない。

## 付 則

- 第 18 条 この規則は、2010年5月16日より施行する。  
第 19 条 この規則は、代表者会議の議決により、改廃することができる。  
第 20 条 第1期の世話人および監査の任期は第8条の規定にかかわらず直近の5月改選までとする。

以 上

( 1997年10月16日 制定 )  
( 2000年5月24日 改訂 )  
( 2004年5月26日 改訂 )  
( 2010年5月16日 改訂 )  
( 2012年5月20日 改訂 )

# 会 則

2012年 5月20日 施行

(1997年10月16日 制定)  
(2000年 5月24日 改訂)  
(2004年 5月26日 改訂)  
(2010年 5月16日 改訂)  
(2012年 5月20日 改訂)

全 国 扩 大 教 材 製 作 協 議 会

(2012。 7。 25。 印刷)